



# 宮 崎 県 公 報

令和3年4月26日(月曜日) 第 200 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

告 示	頁	公 告	頁
○指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1		○林業用種苗生産事業者の登録…………… (森林経営課) 1	
○民有林の保安林の指定…………… (自然環境課) 1		○宮崎県労働委員会委員の推薦手続…………… (雇用労働政策課) 2	
		○土地改良区の定款変更の認可 (2件) …… (農村整備課) 5	
		○県営土地改良事業計画の策定…………… ( “ ) 5	

## 告 示

### 宮崎県告示第 363号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和 3 年 4 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510800214	生活介護事業所もあい	西都市小野崎2丁目56	一般社団法人もあい	宮崎市清武町池田台36番地7	令和3年5月1日	生活介護

### 宮崎県告示第 364号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 3 年 4 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字熊ノ谷5981-1、5983、5984、5985-1、5987-1、5989-1、5990、5995、5997、5998-1、5998-2、5999-1、5999-2、6000、6002、字向尾立6156、6157、6160、6181、6193、6194-2、6200、6201、6205、6209、6210、6213

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備

え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 365号

林業種苗法 (昭和45年法律第89号) 第10条第 3 項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和 3 年 4 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称及び所在地
		種穂	苗木	
1389	沖田 勇二 東臼杵郡美郷町北郷宇納間3425番地	採取	幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	沖田 勇二 東臼杵郡美郷町北郷宇納間3425番地
1390	田島 薫 宮崎市太田1丁目3番41号サンシテイルネッサンス1202号	採取	幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	田島 薫 宮崎市太田1丁目3番41号サンシテイルネッサンス1202号

## 公 告

第43期宮崎県労働委員会委員の任期が令和3年8月19日をもって満了することに伴い、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により第44期委員を任命するので、使用者団体及び労働組合に委員の候補者の推薦を求める。

令和3年4月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 任命する委員の数  
使用者委員 5人  
労働者委員 5人
- 2 推薦できるものの資格
  - (1) 使用者委員の候補者を推薦する資格のあるものは、宮崎県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主要な部分である使用者団体であること。
  - (2) 労働者委員の候補者を推薦する資格のあるものは、宮崎県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の宮崎県労働委員会の資格認証を得た労働組合であること。
- 3 推薦される候補者の資格等  
労働組合法第19条の12第6項において準用する同法第19条の4第1項の規定に該当しないこと。  
なお、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第104条、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条、国会法（昭和22年法律第79号）第39条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第6条等の法令により兼職の制限又は禁止の規定のあることに注意すること。
- 4 推薦する委員の候補者数  
候補者の数は、制限しない。
- 5 推薦期間  
令和3年5月6日（木曜日）から令和3年6月16日（水曜日）まで
- 6 推薦の方法
  - (1) 使用者委員の候補者を推薦しようとする使用者団体は、次の書類を提出すること。
    - ア 推薦書（別記様式第1号） 1部
    - イ 推薦する使用者団体の規約又は定款の写し 1部
    - ウ 被推薦者の履歴書 1部
    - エ 委員候補者調書（別記様式第2号） 1部
  - (2) 労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合は、次の書類を提出すること。
    - ア 推薦書（別記様式第1号） 1部
    - イ 労働組合法施行令第21条第3項の宮崎県労働委員会の証明書（証明書の発行に係る手続については事前に宮崎県労働委員会事務局に確認すること。） 1部
    - ウ 被推薦者の履歴書（労働組合歴及び一般職歴を記載すること。） 1部
    - エ 委員候補者調書（別記様式第2号） 1部
- 7 推薦書類の提出先  
宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課、宮崎県日南県税・総務事務所、宮崎県都城県税・総務事務所又は宮崎県延岡県税・総務

事務所に提出すること。

様式第 1 号

推 薦 書

年 月 日

宮 崎 県 知 事 河 野 俊 嗣 殿

所在地

団体名

代表者氏名

印

第 44 期 宮 崎 県 労 働 委 員 会 の 使 用 者 ( 労 働 者 ) 委 員 の 候 補 者 と し て、次 の 者 を 推 薦 し ま す。

(ふりがな) 氏 名	年 齢	所 属 団 体 名 及 び そ の 地 位	備 考

添 付 書 類

- 1 委員候補者の履歴書
- 2 委員候補者調書 (別記様式第 2 号)
- 3 規約又は定款の写し (使用者委員候補者推薦の場合)
- 4 宮崎県労働委員会の資格証明書の写し (労働者委員候補者推薦の場合)

様式第 2 号

委 員 候 補 者 調 書

欠格条項について

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者

私は、上記のいずれにも該当しておりません。

委員就任内諾について

私は、第44期宮崎県労働委員会使用者（労働者）委員に任命されたときは就任することを内諾いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、  
、飫肥酒谷土地改良区(日南市)から令和3年3月24日付けで申請  
のあった定款の変更を認可した。

令和3年4月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、  
、鹿野田土地改良区(西都市)から令和3年3月19日付けで申請の  
あった定款の変更を認可した。

令和3年4月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、  
、中地区県営土地改良事業(宮崎市、ため池等整備事業)に係る土  
地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和3年4月26日から令和3年5月28日まで

3 縦覧場所

宮崎市役所農村整備課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画(以下「この計画」という。  
 )に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算  
して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。  
る。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画  
の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に  
、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、  
この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

--	--